

機密性2情報  
事務連絡  
令和6年3月29日

各事務所用地（担当）課長 殿

用地補償課長

附帯工作物調査算定要領の解説(改訂版)の改訂について

標記について、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官から用地補償課長あて、別紙のとおり発出されましたので、送付します。

機密性2情報  
事務連絡  
令和6年3月29日

土砂処分管理官 殿

用地補償課長

附帯工作物調査算定要領の解説(改訂版)の改訂について

標記について、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官から用地補償課長あて、別紙のとおり発出されましたので、送付します。

事務連絡  
令和6年3月29日

各地方整備局用地部用地補償課長 殿  
北海道開発局開発監理部用地補償課長補佐 殿  
沖縄総合事務局開発建設部用地課長 殿

不動産・建設経済局 土地政策課  
公共用地室 用地調整官

附帯工作物調査算定要領の解説(改訂版)の改訂について

附帯工作物調査算定要領の解説(改訂版)を別紙のとおり改訂したので送付します。

制定 平成 21 年 7 月

改訂 令和 2 年 4 月

修正 令和 3 年 3 月

改訂 令和 6 年 3 月

## 附帯工作物調査算定要領の解説（改訂版）

国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課 公共用地室

令和 6 年 3 月

## 目 次

### 附帯工作物調査算定要領の解説

第1章 総 則 .....	1
第1条 (適用範囲)、第2条 (用語の定義)	
第2章 調査及び調査表等の作成 .....	5
第3条 (調査)、第4条 (調査表)、第5条 (図面)	
第3章 算 定 .....	8
第6条 (補償額の構成)、第7条 (補償額の算定)	
【算定例】 附帯工作物 .....	13

# 附帯工作物調査算定要領

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

**第1条** この要領は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知）第16第2項に規定する工作物の移転料のうち、附帯工作物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の附帯工作物は、次表に区分する工作物のうち、附帯工作物の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 <b>A</b> 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 <b>B</b> 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等 <b>C</b> 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池、沈澱池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等 <b>D</b> 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

## **(第1条 逐条解説)**

本条は、本要領の位置付け及び適用する範囲について規定しています。

本要領の位置付けは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知）（以下「運用方針」という。）第16第2項に規定する工作物の移転料のうち、附帯工作物の移転料に係る調査算定について、3つの章から、調査の方法、調査表及び図面の作成、補償額の構成及び補償額の算定について規定しています。

また、適用する範囲については、本条「工作物区分」に機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓が記載されていますが、これらのうち附帯工作物に対して本要領を適用します。

### **(Q1-1)**

本要領が定められたことにより、附帯工作物の調査算定方法がどのように改正されたのでしょうか。

### **【A1-1】**

運用方針第16第2項に規定するとおり、建物の移転料の算定方法に準じた内容により、附帯工作物の復元費及び再築費の算定方法が明確化されました。

具体的には、再築費の算定を行う場合については、建物の移転料の算定方法に準じて附帯工作物の現在価額及び運用益損失額を補償することになります。

### **(Q1-2)**

この要領が適用される附帯工作物を、どのように判断すれば良いですか。

### **【A1-2】**

逐条解説に記載したとおり、本条の「工作物区分」に照らして判断します。

具体的に説明すると、「工作物区分」に記載された附帯工作物の判断基準のとおり、建物等（国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日付け国土交通省訓令第76号）第30条）から次の①から④を除いたものを附帯工作物に区分します。

- ① 建物（建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知）（以下「建物算定要領」という。）第2条「建物区分」のとおり）
- ② 建築設備（建物算定要領第2条注）のとおり）
- ③ 建物附随工作物（建物算定要領第2条注）のとおり）
- ④ 「工作物区分」のうち、機械設備、生産設備、庭園、墳墓に該当する工作物

### **(Q1-3)**

本要領は、本条の「工作物区分」に掲げる「生産設備」「庭園」への適用は可能でしょうか。

### **【A1-3】**

本要領は、本条の「工作物区分」に掲げる「附帯工作物」に適用するものであるため、「生産設備」「庭園」へは、原則適用できません。

ただし、その用途などが「附帯工作物」に類似するなど、本要領を適用することが妥当であると認められる場合は、準用することができます。

(Q1-4)

本要領の適用は事業用、家事用の附帯工作物により異なるのでしょうか。

【A1-4】

建物に関する調査算定の取扱いと同様に事業用、家事用であるかを問わず適用されます。

(Q1-5)

附帯工作物から除くべきもののうち、建築設備に該当するものをどのように判断すれば良いですか。

【A1-5】

建物算定要領第2条注)にあるとおり、以下の要件①又は②に適合するものを、建築設備に区分します。

- ① 建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているもの
- ② 建物の構造と密接不可分な関係にあるもの

(Q1-6)

附帯工作物から除くべきもののうち、建物附随工作物に該当するものをどのように判断すれば良いですか。

【A1-6】

建物算定要領第2条注)にあるとおり、以下の要件①及び②の両方に適合するものを、建物附随工作物に区分します。

- ① 建物と一体として施工されるもの
- ② 建物の効用に寄与しているもの

#### (用語の定義)

**第2条** この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。

3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

#### (第2条 逐条解説)



本条は、本要領で使用する用語の定義を行っています。

(Q2-1)

本条で規定されている「復元費」とは、建物の移転料の算定において「復元工法」により算定される費用に準じたものですか。

また、本条で規定されている「再築費」とは、建物の移転料の算定において「再築工法」により算定される費用に準じたものですか。

【A2-1】

本条で規定されている「復元費」及び「再築費」とは、建物の移転料の算定において「復元工法」及び「再築工法」により算定される費用に準じたものです。

## 第2章 調査及び調査表等の作成

### (調 査)

**第3条** 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の事項について行うものとする。

- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況
  - 二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月
  - 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
  - 四 当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握できる写真の撮影
- 2 前項第二号の設置年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。
- 3 第1項の調査に当たっては、石綿調査算定要領（平成24年3月30日国土用第50号）により調査を行うものとする。

### (第3条 逐条解説)

本条は、附帯工作物の調査事項及び調査方法について規定しています。

### (Q3-1)

設置年月の調査における「必要な調査」とは何でしょうか。また、中古品で設置している場合は、どのように取り扱うのでしょうか。

### 【A3-1】

設置年月の調査においては、固定資産台帳、請負契約書等の書類から調査し、これらで不明な場合は、施工業者や所有者から聴き取りを行うこととなります。

また、聴き取りを行っても不明な場合においては、当該附帯工作物の設置等に精通している専門工事業者などの、専門家からの意見を参考にすることとなります。

なお、中古品はその中古品の設置年月ではなく新品時の設置年月を調査することとなります。

### (調査表)

**第4条** 附帯工作物の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の附帯工作物調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 附帯工作物の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号 所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名 附帯工作物の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所 附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 種類 附帯工作物の種類又は名称
- 八 構造、形状、寸法 附帯工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 九 数量 附帯工作物の数量
- 十 設置年月 附帯工作物の設置（又は新設）年月
- 十一 備考 復元の可否、及びその他参考事項（必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等）

**(第4条 逐条解説)**

本条は、附帯工作物の調査表の作成について規定しています。

**(図面)**

**第5条** 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 附帯工作物配置図
- 二 附帯工作物の詳細図
- 三 写真撮影方向図

2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
- 二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- 四 図面に表示する記号は、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（J I S）の図記号による。
- 五 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
  - （2）面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
  - （3）構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 六 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものと

する。

(2) 図面等に表示する面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。

七 配置図は、建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号)別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)又は別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。

八 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法(幅×奥行き×高さ)等を記載する。

九 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

十 その他算定に必要な図面は、適宜作成する。

3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

一 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1

二 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1

三 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

#### (第5条 逐条解説)

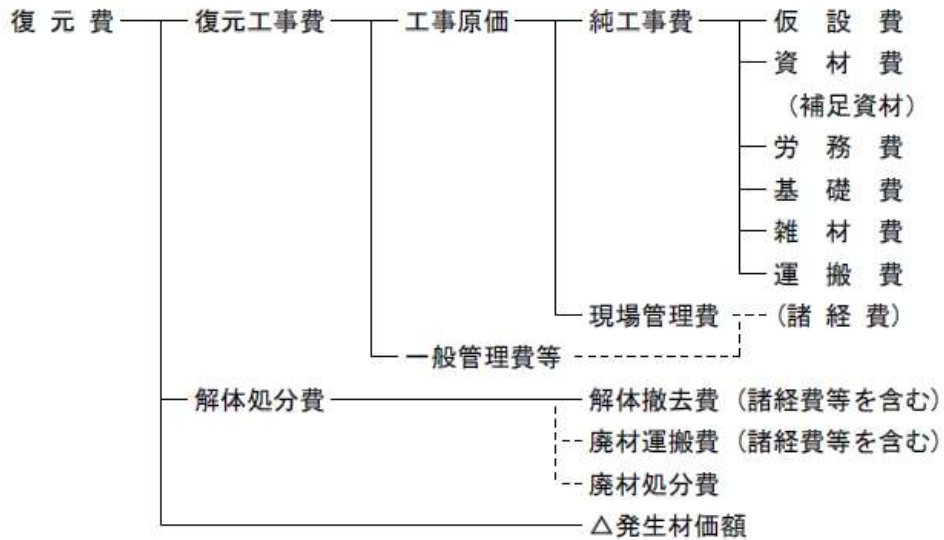
本条は、附帯工作物の図面の作成について規定しています。

### 第3章 算定

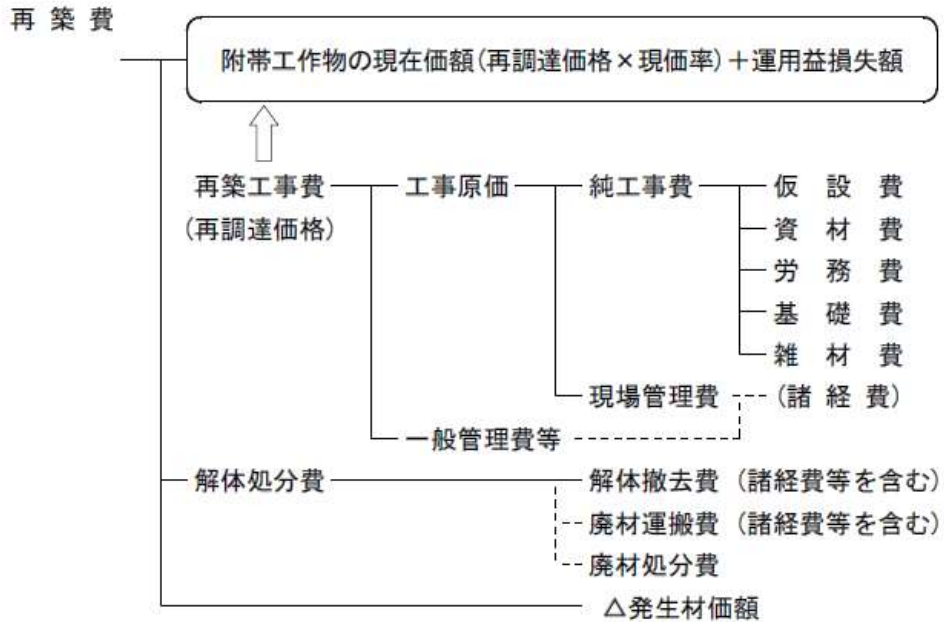
#### (補償額の構成)

第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

#### <復元費の構成>



#### <再築費の構成>



(第6条 逐条解説)

本条は、附帯工作物の補償額算定における、復元費及び再築費の構成を体系化しています。

(Q6-1)

復元費の純工事費における労務費と、再築費の純工事費における労務費は内容が異なりますか。

【A6-1】

復元費の純工事費における労務費は、附帯工作物の復元工事に要する費用（取外し、加工、組立、設置等）を計上することとなり、再築費の純工事費における労務費は、附帯工作物の再築工事に要する費用（加工、組立、設置等）を計上することになる点で異なります。なお解体処分に要する労務費は、解体処分費に計上することとなります。

(Q6-2)

附帯工作物の補償額算定における移転工法は、復元工法と再築工法のみとなるのでしょうか。

【A6-2】

附帯工作物が属する工作物は、運用方針第16第2項に規定されているとおり、「建物の移転料の算定方法に準じて算定する」とされているため、他の工法を採用することができます。

(Q6-3)

移転工法の認定については、どのように行えばよいでしょうか。

【A6-3】

移転工法の認定は、通常妥当と認められる移転先の認定を行った上で、通常妥当と認められる移転工法の認定を行うこととなります。

また、移転によって営業活動に影響を及ぼす場合は、営業補償についても考慮する必要があります。

なお、補償額算定を行う際、「復元工法」と「再築工法」の経済比較を要する場合において、門、下屋、車庫、物置、木造テラスなど移設にあたり、容易に取付け取外しが困難な場合及び給配水配管類、石積（大谷石含む）門柱、コンクリートブロック積門柱、れんが積塀、金網柵など「復元工法」が可能であっても、明らかに高額となる場合は、具体的な算定を行わず「再築工法」を認定することが可能です。

#### (補償額の算定)

**第7条** 附帯工作物の復元費及び再築費は、附帯工作物補償額算定書（様式第2）を用いて、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 発生材価額

二 再築費 = 附帯工作物の現在価額（再調達価格×現価率）+ 運用益損失額  
+ 解体処分費 - 発生材価額

2 附帯工作物の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合

計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

n：附帯工作物の経過年数

N：附帯工作物の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r：年利率

一 附帯工作物の経過年数

附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置（又は新設）から補償額算定の時期までの年数をいうものとする。

二 附帯工作物の標準耐用年数

附帯工作物の標準耐用年数は、別表1に定める附帯工作物標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

なお、標準耐用年数によることが適当でないと認められる場合は、専門家等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

3 復元費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
- 二 資材費 補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。
- 三 労務費 復元工事に要する費用を計上する。
- 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
- 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
- 六 運搬費 再使用材の運搬に要する費用を計上する。

4 再築費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
- 二 資材費 主要資材、副資材の費用を計上する。
- 三 労務費 再築工事に要する費用を計上する。
- 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
- 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。

5 解体処分費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 解体撤去費 解体撤去到に要する費用を計上する。
- 二 廃材運搬費 廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。
- 三 廃材処分費 解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

6 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号に

よるほか、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日国土用第 50 号）により算定を行うものとする。

7 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、別表 2 諸経费率表による諸経费率を乗じて計上するものとする。

8 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

### **(第 7 条 逐条解説)**

本条は、第 1 項で復元費及び再築費の算定式について規定しており、第 2 項で再築費の算定で必要となる附帯工作物の現在価額と運用益損失額との合計額の算定式について規定しています。

(Q7-1)

本条第 2 項で用いる経過年数の認定については、建物調査における経過年数の取扱いと同じと考えて良いですか。

**【A7-1】**

建物調査における経過年数の認定と同じ取扱いとして下さい。

(Q7-2)

標準耐用年数（又は実態的耐用年数）を超過した附帯工作物の残価率は、20%ですか。

**【A7-2】**

標準耐用年数（又は実態的耐用年数）を満了してもなお実用に供されている場合の附帯工作物の残価率を 20%としています。

(Q7-3)

補修等を行っている附帯工作物の再築補償率は、どのように計算するのでしょうか。

**【A7-3】**

本条第 2 項により再築補償率を計算することとなります。

なお、運用方針第 16 第 1 項（6）一記載の「 $\alpha$  価値補正率」については、附帯工作物には適用されません。

(Q7-4)

標準耐用年数によることが適当でなく実態的耐用年数を定める場合とはどのような場合でしょうか。



**【A7-4】**

附帯工作物の性質からみて、標準耐用年数表の区分に応じた標準耐用年数により難いと判断される場合です。

耐用年数を満了してもなお実用に供されている附帯工作物の場合でも、標準耐用年数表を適用することとなります。

**(Q7-5)**

1つの附帯工作物として効用を発揮され、耐用年数の相違する複数のもので構成されている場合、どのように耐用年数を判断したらよいでしょうか。

**【A7-5】**

原則として、主たる構造に着目して附帯工作物標準耐用年数表を適用して下さい。

【算定例】 附 帶 工 作 物

附帯工作物調査表

工作物の所在地	東京都千代田区麹町〇丁目〇番〇〇	調査年月日	平成 31年 3月 1日	調査者	上田次郎	整理番号	1
工作物の所有者の氏名又は名称	中尾 太郎	工作物所有者の住所又は主たる事務所の所在地		神奈川県川崎市〇〇区〇〇123-7			
番号	種類・名称	構造・形状・寸法		数量	単位	設置(新設)年月	備考
1	ﾌﾞﾛｯｸ積角門柱	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造・7段積・300mm角・高さ200mm		2.00	ヶ所	平成25年1月1日	
2	ﾌﾙﾄﾞ形材面開門扉	幅1,600mm・高さ1,400mm・直付		1.00	ヶ所	平成25年1月1日	
3	ｱﾙﾐ伸縮門扉(両引)	ﾌﾙﾄﾞ製・幅5100mm・高さ1150mm		1.00	ヶ所	平成25年1月1日	
4	擬石ﾌﾞﾛｯｸ積扉	擬石ﾌﾞﾛｯｸ造・6段積・厚150mm		44.65	m	平成25年1月1日	
5	組立物置	鋼製・1320mm×710mm・H1620mm		1.00	ヶ所	平成25年1月1日	
6	ﾌﾙﾄﾞ片流ｶﾞｰﾄﾞ	ﾌﾙﾄﾞ製・片持支柱・4,802mm×2,407mm		1.00	ヶ所	平成25年1月1日	
7	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ叩き	ｺﾝｸﾘｰﾄ造・厚120mm・無筋		11.94	m2	平成25年1月1日	
8	御影石敷	石造・450mm×300mm×30mm		5.88	m2	平成25年1月1日	
9	ｺﾝｸﾘｰﾄ平板敷	400mm×400mm×厚50mm		0.96	m2	平成25年1月1日	
10	砂利敷	厚90mm		13.50	m2	平成25年1月1日	
11	庭石	庭石・400mm×300mm×300mm		3.00	個	平成25年1月1日	
12	ﾌﾞﾛｯｸ縁石	120mm×120mm×600mm		8.71	m	平成25年1月1日	
13	擬石ﾌﾞﾛｯｸ縁石	498mm×190mm×120mm		4.00	m	平成25年1月1日	
14	掘井戸	内径φ750mm×深9.9m・全井戸側付		1.00	ヶ所	平成22年1月1日	
15	亜鉛鉄板平看板	木枠・高さ900mm×幅1,800mm・壁面付		1.00	ヶ所	平成25年1月1日	

附帯工作物補償額算定書

工作物の所在地	東京都千代田区麹町〇丁目〇番〇〇		所有者住所	神奈川県川崎市〇〇区〇〇123-7		整理番号	1
工作物の所有者	中尾 太郎		移転工法	解体・構内		算定年月日	令和元年10月1日
諸経費率 [D]	復元費又は再築費計 [H]	解体撤去費計 [I]	単価 [B]	数量 [A]	純工事費 A×B=[C]	諸経費 C×D=[E]	計 H+I+J=[k]
34.5 %	復元費又は再築費計 [H]	解体撤去費計 [I]	単価 [B]	数量 [A]	純工事費 A×B=[C]	諸経費 C×D=[E]	計 H+I+J=[k]
34.5 %	3,274,393	443,806	100,000	381,819	50,000	4,250,018	
番号	種類・名称	単位	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 A×B=[C]	諸経費 C×D=[E]	計 H+I+J=[k]
	[上段] 種類・名称	単位	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 A×B=[C]	諸経費 C×D=[E]	計 H+I+J=[k]
	[下段] 構造・形状・寸法	単位	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 A×B=[C]	諸経費 C×D=[E]	計 H+I+J=[k]
1	ブロンズ積角門柱	ヶ所	2.00	23,300	46,600	16,000	62,600
	コンクリートブロック造・7段積・300mm角・高さ200mm	ヶ所	2.00	5,200	10,400	3,500	13,900
2	7mm形材両開門扉	ヶ所	1.00	31,900	31,900	11,000	42,900
	幅1,600mm・高さ1,400mm・直付	ヶ所	1.00	67,300	67,300	23,200	90,500
3	アルミ伸縮門扉(両引)	ヶ所	1.00	67,300	67,300	23,200	90,500
	7mm製・幅5100mm・高さ1150mm	ヶ所	1.00	25,800	1,151,970	397,400	1,549,370
4	擬石ブロック積塀	m	44.65	4,120	183,958	63,400	247,358
	擬石ブロック造・6段積・厚150mm	m	1.00	16,000	16,000	5,500	21,500
5	組立物置	ヶ所	1.00	176,900	176,900	61,000	237,900
	鋼製・1320mm×710mm・H1620mm	ヶ所	1.00	176,900	176,900	61,000	237,900
6	7mm片流かボート	ヶ所	11.94	4,260	50,864	17,500	68,364
	7mm製・片特支柱・4,802mm×2,407mm	ヶ所	11.94	1,530	18,268	6,300	24,568
7	土間コンクリート叩き	m2	5.88	35,500	208,740	72,000	280,740
	コンクリート造・厚120mm・無筋	m2	5.88	6,030	35,456	12,200	47,656
8	御影石敷	m2	0.96	9,990	9,590	3,300	12,890
	石造・450mm×300mm×30mm	m2	0.96	950	912	300	1,212
9	コンクリート平板敷	m2	13.50	1,090	14,715	5,000	19,715
	400mm×400mm×厚60mm	m2	13.50	1,090	14,715	5,000	19,715
10	砂利敷	m2					
	厚90mm	m2					

(2, 023, 573)

(2, 721, 173)

(2, 157, 374)

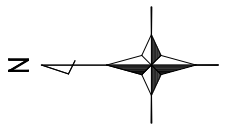
(334, 694)



経済比較する場合の任意様式（参考）

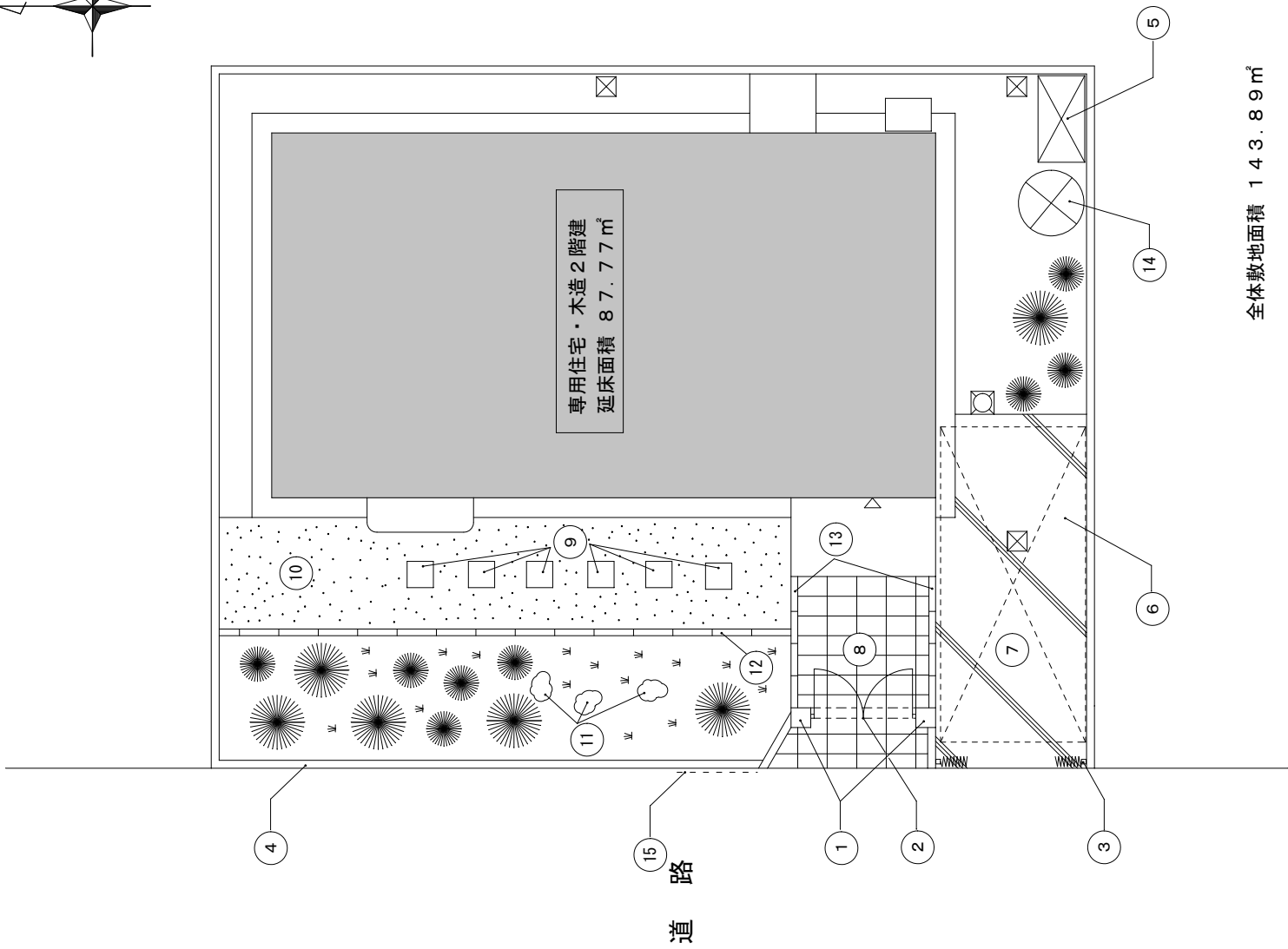
工作物の所在地		東京都千代田区麹町〇丁目〇番〇〇										所有者住所			神奈川県川崎市〇〇区〇〇123-7			整理番号	
工作物の所有者		中尾 太郎										移転工法			繰入・構内			令和元年10月1日	
番号	[上段] 種類・名称 [下段] 構造・形状・寸法	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 A×B=[C]	諸経費率 [D]	諸経費 C×D=[E]	復元価格又は 再調達価格 C+E=[F]	再築補償率 (%)		復元費又は再築費 (解体撤去費除く) F上段又は F上段×G=[H]	解体撤去費 [F(下段)]=[I]	復元費又は再築費 [H]+[I]	判定	備考					
								耐用年数	経過年数						補償率 [G]				
2	77形材面開門扉 幅1,600mm・高さ1,400mm,直付	1.00	31,900	31,900	34.50%	11,000	42,900	-	-	42,900	-	42,900	○	[移設] 510920					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1.00	121,800	121,800	34.50%	42,000	163,800	30	7	140,049	-	147,189	×	[新設] 510910					
3	アルミ伸縮門扉 (両引)	1.00	5,340	5,340	34.50%	1,800	7,140	-	-	-	7,140	-	-	[撤去] 5109040					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		1.00	67,300	67,300	34.50%	23,200	90,500	-	-	90,500	-	90,500	○	[移設] 代面表-3					
5	組立物置 鋼製・1320mm×710mm・H1620mm	1.00	284,100	284,100	34.50%	91,100	355,200	30	7	303,696	-	322,696	×	[新設] 5109810					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		1.00	14,200	14,200	34.50%	4,800	19,000	-	-	-	19,000	-	-	[撤去] 5109840					
6	77形片流カボト 鋼製・1320mm×710mm・H1620mm	1.00	16,000	16,000	34.50%	5,500	21,500	-	-	21,500	-	21,500	○	[移設] 5302820					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		1.00	58,400	58,400	34.50%	20,100	78,500	30	7	67,117	-	70,657	×	[新設] 5302810					
15	垂鉛鉄板平看板 木枠・高さ900mm×幅1,800mm・壁面付	1.00	2,640	2,640	34.50%	900	3,540	-	-	-	3,540	-	-	[撤去] 5302840					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		1.00	176,900	176,900	34.50%	61,000	237,900	-	-	237,900	-	237,900	○	[移設] 5303520					
6	77形片流カボト 鋼製・1320mm×710mm・H1620mm	1.00	238,100	238,100	34.50%	82,100	320,200	30	7	273,771	-	331,171	×	[新設] 5303510					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		1.00	42,700	42,700	34.50%	14,700	57,400	-	-	-	57,400	-	-	[撤去] 5303550					
15	垂鉛鉄板平看板 木枠・高さ900mm×幅1,800mm・壁面付	1.00	126,400	126,400	34.50%	43,600	170,000	-	-	170,000	-	170,000	×	[移設] 5902520					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		1.00	112,200	112,200	34.50%	38,700	150,900	31	7	129,924	-	167,124	○	[新設] 5902510					
15	垂鉛鉄板平看板 木枠・高さ900mm×幅1,800mm・壁面付	1.00	27,700	27,700	34.50%	9,500	37,200	-	-	-	37,200	-	-	[撤去] 5902540					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					

# 算定例



附帯工作物リスト

番号	種類	構造・形状・寸法	数量	単位	備考
①	ブロック積角門柱	コンクリートブロック造 7段階・300mm角・高さ200mm	2	ヶ所	
②	アルミ形材面開門扉	7mm製・幅1600mm・高さ1400mm・直付	1	ヶ所	
③	アルミ伸縮門扉(面引)	7mm製・幅5100mm・高さ1150mm	1	ヶ所	
④	撥石ブロック積塀	撥石ブロック造・6段階・厚150mm	44.65	m	
⑤	組立物置	鋼製・1320mm×710mm・H1620mm	1	ヶ所	
⑥	アルミ片流れカーポート	7mm製・片持支柱・4802mm×2407mm	1	ヶ所	
⑦	土間コンクリート叩き	コンクリート造・厚120mm・無筋	11.94	m <sup>2</sup>	
⑧	御影石敷き	石造・450mm×300mm×30mm	5.88	m <sup>2</sup>	
⑨	コンクリート平板敷き	コンクリート製・400mm×400mm×60mm	0.96	m <sup>2</sup>	
⑩	砂利敷き	砂利・厚90mm	13.50	m <sup>2</sup>	
⑪	庭石	庭石・400mm×300mm×300mm	3	個	
⑫	ブロック縁石	コンクリートブロック造・120mm×120mm×600mm	8.71	m	
⑬	撥石ブロック縁石	撥石ブロック造・488mm×190mm×120mm	4.00	m	
⑭	掘井戸	掘井戸・内径750mm×深10m・井戸側付	1	ヶ所	
⑮	亜鉛鉄板平看板	木製・900mm×1800mm	1	ヶ所	



図面名称	附帯工作物配置図	縮尺	1/100
調査年月日			
請負者	株式会社 OOOOコンサルタント		
資格名称・作成者	補償業務管理士・〇〇次郎		印